

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	伊 藤 定 廣	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 任（事務担当）	石 垣 至 朗

発言者	内 容
事務局長	<p>1．開催日時 平成24年10月22日(月) 午前9時00分から午前9時45分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(37人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員(0人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 7 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第 8 専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p>日程第 9 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第10 専決報告 現況証明願</p> <p>日程第11 その他</p> <p>6．農業委員会事務局職員(3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、平成24年10月農業委員会定例会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中37名で、全員の出席をいただいておりますので、只今より10月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号32番 芳川 照明 委員

議席番号33番 飯田 英雄 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・12件

決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・12件

専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・・・・・6件

専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・1件

専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・・・1件

専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・2件

専決報告 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

それでは、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議をお願いしますが、議案番号3番につきましては、22番委員が総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当しますので、3番除く議案より審議をお願いします。

では、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から2番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)

以上、1から2番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上です。

只今、事務局より議案第22号1番から2番について説明させていただきますし

	<p>た、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
5 番委員	<p>1 番の譲渡人が破産管財人となっているがどういう形でこうなっているのか詳細を教えてください。</p>
事務局	<p>平成 24 年 1 月 10 日に破産手続き開始と土地全部事項証明書の権利関係欄に記されている。破産が認められ破産管財人が指定され、財産を処分し債権にあてる。譲受人と破産管財人との間で金銭的に合意に至ったことにより農地法第 3 条の申請となった。</p>
7 番委員	<p>集落営農が管理している区域の農地だが、圃場の管理も人・農地プランで纏めていかないといけないのに他市の方に許可してしまうのはいいものなのか農業委員会として協議してもらいたいが。</p>
事務局	<p>人・農地プランは認められた農業者に集積する計画だが、農業委員会としては農地法第 3 条の許可要件をみたす者であれば許可する見解で本申請は許可できる内容であります。委員のおっしゃられたことも分かりますがご理解いただきたい。</p>
11 番委員	<p>許可については制約は難しいとのことですが、今後は 1 ha 近くあり地元以外の方が取得となると、例えば農業委員が水路とか排水路の管理するのが対応できなくなる可能性がある。また地元以外の土地所有者本人が管理に参加しなくなる恐れもある。相続などでの分散は仕方ないとして、大きな面積の農地を取得した場合、指導等をやっていかないといけないことを視野に入れる必要がある。</p>
事務局	<p>管理の問題などあるかもしれませんが、権利移転の際、土地改良施設を管理している土地改良区の承諾を得るものでありますし、地域での管理は色々なやり方をしているもので地域で維持管理していただければと思います。繰り返しになりますが許可については維持管理は別となります。</p>
加藤副会長	<p>地区担当の地元農業委員はどなたで。この件についてご存知でしょうか。</p>
5 番委員	<p>知りませんでした。営農集団の役員をしていますが話はありませんでした。皆知らないかと。</p>
7 番委員	<p>地元に持ち帰っていただいて協議の上、許可するか判断してはいかがでしょうか。</p>
会長	<p>先ほど事務局から説明がありましたが、地元協議と許可は別です。そうになると何でも地元に持ち帰り協議になってしまいます。</p>

	<p>その他ありますでしょうか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(多数挙手) 有り難うございました。賛成多数ですので許可することに決定します。</p> <p>続きまして、3番の審議に入りますので、22番委員にはしばらくの間、退席をお願いします。</p> <p>《22番委員 退席》</p> <p>では事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(3番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)</p> <p>以上、3番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上です。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第22号3番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。</p> <p>つづきまして議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。</p> <p>では事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (1番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗</p>

<p>会長</p>	<p>読)申請地を既存宅地と一体的に進入路及び住宅敷地として利用する計画でございます。</p> <p>以上1件につきましては農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると思われます。以上です。</p> <p>只今、事務局より議案第23号1件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言無し)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第23号 農地法第4条の規定による許可1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請12件について審議をお願いします。</p> <p>では事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)</p> <p>(2番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)1番・2番につきましては愛知県発注の地盤沈下対策事業に関する一時利用でございます。</p> <p>(3番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)前回も近隣での申請がありましたので事業計画を精査させていただきました。本社機能を申請地近接の工場に移転し、駐車場として計画でございます。</p> <p>(4番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)海部農林発注の特定農業用管水路特別対策事業の石綿管付け替え工事のため仮設事務所を設置し一時利用する計画でございます。</p> <p>(5番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在、借家に居住しておりますが両親高齢のため、宅地内に建設する分家住宅用の進入路として利用する計画でございます。</p> <p>(6番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)</p> <p>(7番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗</p>

読)
(8 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 6 番から 8 番につきましては、愛知県発注の地盤沈下対策事業の管敷設工事のため仮設道路として一時利用する計画でございます。
(9 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在アパートに居住しており、将来のため分家住宅を建築する計画でございます。
(10 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 本年 1 月まで津島市の会館で活動していたが借地を返還したため新たに会館を建築し境内地として利用する計画でございます。施設は教会 1 棟、駐車場 25 台分でございます。
(11 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は家族 3 人でアパートに居住しており、将来を考慮し分家住宅を建築する計画でございます。
(12 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は家族 4 人でアパートに居住しており、将来を考慮し母の所有する申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。
以上、一時転用 6 件を含む 12 件につきましては農地法第 5 条第 2 項各号に該当しない為許可要件を全て満たしていると思われま。以上でございます。

会長

只今、事務局より議案第 24 号 12 件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言無し)

宜しいでしょうか。

それでは議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可 12 件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、決定第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》決定第 8 号につきましては、集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 12 番、全体筆数は 48 筆、面積は 53,390 m²でございます。全て円滑化団体を通じて利用権設定されており筆数 24 筆、26,695 m²でございます。円滑化団体から 16 筆、14,985 m²、8 筆、11,710 m²となっています。内容につきましては、作物はレン

<p>会長</p>	<p>コン 8 筆、水稻 1 6 筆。全て新規。契約期間は 6 年 1 0 年。権利内容は賃借権でございます。尚、この事案につきましては農業経営基盤法第 1 8 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われます。 以上です。</p> <p>只今、事務局より簡略した内容ではございましたが、決定第 8 号について説明をさせていただきます、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 5 件について事務局より一括で説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 番から 6 番の届出者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読) 以上 6 件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読) 以上 1 件の届出を受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による確認願 1 番の願出者住所氏名・申請地所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読) 2 アール未満の農業用施設に供する場となっています。事務局にて確認させていただき農業用として利用されておりましたので処理させていただきました。</p> <p>(専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 番から 2 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読) 以上 2 件の届出を受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1 番の願出者住所氏名・土地所在、地目、面積・事由・現地確認・証明年月日を朗読) 以上 1 件証明させていただきました。</p> <p>尚、この案件は 5 条案件の 5 番にて分家住宅建築に伴う進入路と同様に分家住宅敷地として一体的に利用する計画でございます。</p>

<p>会長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>只今、専決報告についてご説明させていただきました。これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、専決報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>有り難うございました。賛成多数にて可決承認をさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、10月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時32分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p> <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(立田地区)</p>
<p>15番委員</p> <p>会長</p>	<p>(15番委員より報告)</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の農地パトロールは八開地区を予定しておりますので、八開地区委員の方は、八開庁舎 農業管理センター 1階土地利用調整室に10月26日(金)午後1時30分集合をお願いします。</p> <p>次回、定例農業委員会は11月20日(火)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。</p> <p>お手元に「平成24年度 愛西市農畜産物品評会」の案内を配布させていただきました。</p>

農産物品評会 11月30日(金)午後2時 あいち海部農協 北部営農センター2階 表彰式 12月1日(土)午前9時15分 あいち海部農協本店(アグリフェスタ会場)
お時間があればお出かけ下さい。

又、「あいちの農林水産フェア」が11月15日(木)~20日(火)午前10時から午後7時まで、丸栄 8階 大催事場で開催されますので、こちらも宜しければお出かけ下さい。(愛西市は15日~17日)

お手元に昨年もお願いしました「利用状況調査」の封筒を配布させていただきました、中に担当地区の図面が入っております。期間を12月定例農業委員会(12月20日)までとさせていただきます。 宜しくお願いします。
何かご質問ございますか。(質問無し)

定例会終了後、第3回の「定数・報酬検討委員会」を行いますので委員の方は宜しくお願いします。

昨年、皆様方に「名詞」をお渡ししました。今年も必要であれば、印刷をさせていただきますが、いかがでしょうか。みえたら事務局までご連絡ください。

お手元に10月15日に第2回の審査会を行いある程度のものができあがりました人・農地プランの資料を配布させていただきました。高齢化・後継者不足などの問題があるため愛西市の人・農地プランが作成されました。人・農地プランに位置づけがされますと助成がされます。9月の研修会にて農業委員は相談にのる旨の指導がありました。配布資料を参考に相談がありました指導のほどよろしく申し上げます。

事務局からは以上でございます。

会長

その他よろしいでしょうか。

(発言なし)
これをもちまして10月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会(午前9時45分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成24年10月22日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号32番委員 芳 川 照 明

議事録署名者

議席番号33番委員 飯 田 英 雄